第5節 悪臭

5-1 調査

1. 調査項目及び調査地点等

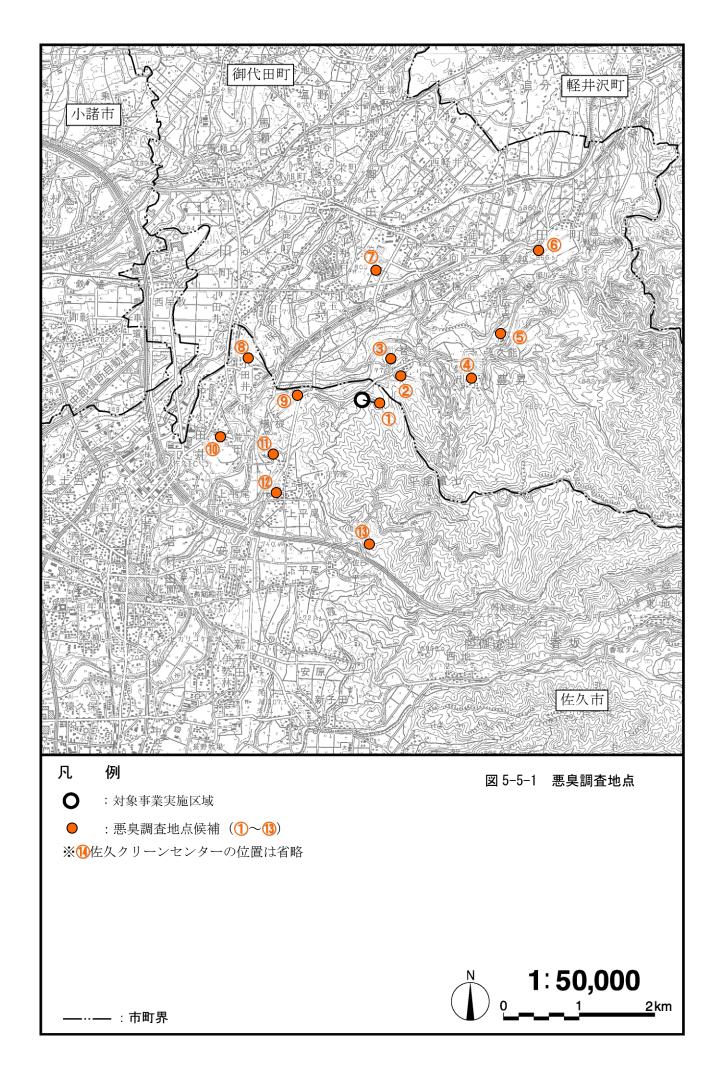
調査項目及び調査地点を表5-5-1、2及び図5-5-1に示す。

表5-5-1 現地調査項目 (悪臭)

環境要素	調査項目	調査方法	調査頻度・時期	調査地点数
悪臭	臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の 算定の方法」(平成7年9月13日、 環境庁告示第63号)に定める方 法	1回(夏季)	14地点
	特定悪臭物質	「特定悪臭物質の測定の方法」 (昭和47年5月30日、環境庁告示 第9号) に定める方法	1回 (夏季)	

表5-5-2 悪臭に係る現地調査地点

調査項目	地点 番号	地点名	設定根拠
	1)	対象事業実施区域	対象事業実施区域内における現況の悪臭の状況を 把握するため、調査地点として選定した。
	2	面替地区 (上尾崎付近)	対象事業実施区域の北東側約0.5kmに位置する。面替地区への影響を確認するため、同地区の代表的な当該地を調査地点として選定した。
	3	面替地区 (農地)	対象事業実施区域の北東側約0.7kmに位置する。面替地区の複雑な地形に伴う悪臭の状況を把握するため、同地区の北東に位置する湯川沿いの低地に位置する農地を調査地点として選定した。
	4	豊昇地区 (梨沢公園)	対象事業実施区域の東側約1.5kmに位置する。豊昇 地区への影響を確認するため、同地区の代表的な公 共の場でもある当該地を調査地点として選定した。
	5	豊昇地区 (豊昇園付近)	対象事業実施区域の北東側約2.0kmに位置する。豊 昇地区の複雑な地形に伴う悪臭の状況を把握する ため、同地区の北東に位置する湯川沿いの低地に位 置する空き地を調査地点として選定した。
	6	草越地区 (草越ゲートボール場)	対象事業実施区域の北東側約3.0kmに位置する。草 越地区への影響を確認するため、同地区の代表的な 公共の場でもある当該地を調査地点として選定し た。
	7	大林地区 (御代田南小学校付近)	対象事業実施区域の北側約1.8kmに位置する。大林 地区への影響を確認するため、同地区の代表的な公 共の場でもある当該地を調査地点として選定した。
臭気指数 特定悪臭物質	8	小田井地区 (荒田集会所)	対象事業実施区域の北西側約1.7kmに位置する。小田井地区への影響を確認するため、同地区の代表的な公共の場でもある当該地を調査地点として選定した。
	9	横根地区 (長坂付近)	対象事業実施区域の西側約1.2kmに位置する。横根 地区長坂付近の複雑な地形に伴う悪臭の状況を把 握するため、当該地を調査地点として選定した。
	10	横根地区 (島原集会場)	対象事業実施区域の西南西側約2.0kmに位置する。 横根地区島原周辺の悪臭の状況を把握するため、同 地区の代表的な場でもある当該地を調査地点とし て選定した。
	11)	横根地区 (横根公会場)	対象事業実施区域の南西側約1.4kmに位置する。横根地区周辺の悪臭の状況を把握するため、同地区の代表的な場でもある当該地を調査地点として選定した。
	12	上平尾地区 (平根小学校)	対象事業実施区域の南西側約1.7kmに位置する。上平尾地区への影響を確認するため、同地区の代表的な公共の場でもある当該地を調査地点として選定した。
	13	上平尾地区 (平尾山公園)	対象事業実施区域の南側約1.8kmに位置する。上平 尾及び下平尾地区への影響を確認するため、同地区 の代表的な公共の場でもある当該地を調査地点と して選定した。
	14)	佐久クリーンセンター (ごみピット、 煙突排出ガス)	類似施設の状況として、現有施設での悪臭の状況を 把握するために選定した。



2. 調査結果

1) 対象事業実施区域及びその周辺における状況

対象事業実施区域及びその周辺(地点①~③)の調査結果を、表5-5-3(1)~(4)に示す。

いずれの地点も悪臭の規制基準は適用されないが、参考として悪臭防止法に基づく「敷地境界線における特定悪臭物資の濃度に係る規制基準」第1地域(工業地域及び工業専用地域以外の地域)と比較すると、調査結果は、すべての項目について規制基準値を下回っていた。

また、臭気指数はいずれの地点も10未満となっていた。

表5-5-3(1) 悪臭調査結果(地点①~③)

							1
				測定	結果		参考注1)
测学項目		単位	1	2	3	4	敷地境界線
測定項目		中亚	対象事業	面替地区	面替地区	豊昇地区	の規制基準
			実施区域	(上尾崎付近)	(農地)	(梨沢公園)	(第1地域)
測定日		-	8月20日	8月20日	8月20日	8月20日	_
採取時	天候	-	晴れ	曇り	曇り	曇り	_
の状況	気温	$^{\circ}\! C$	30.8	30. 5	30. 1	30.4	_
-	湿度	%	54	53	56	52	_
	風向	-	_	南西	南西	北	_
-	風速	m/s	静穏 ^{注2)}	0.6	0. 7	1.0	_
臭気指数		-	10未満	10未満	10未満	10未満	-
アンモニア		ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.2	2
メチルメルカフ	°タン	ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.004
硫化水素		ppm	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.06
硫化メチル		ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05
トリメチルアミン	/	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.02
二硫化メチル	ル	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.03
アセトアルテ゛ヒ	:) "	ppm	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.1
プロピオンアル	レテ [゛] ヒト゛	ppm	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05
ノルマルブチ៸	レアルテ゛ヒト゛	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009
イソフ゛チルアル	レテ゛ヒト゛	ppm	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02
ノルマルハ゛レノ	レアルテ゛ヒト゛	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009
イソバレルアル	レテ゛ヒト゛	ppm	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003
イソフ゛タノール	/	ppm	0.09未満	0.09未満	0.09未満	0.09未満	0.9
酢酸エチル		ppm	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3
メチルイソフ゛チ	・ルケトン	ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1
トルエン		ppm	1未満	1未満	1未満	1未満	10
キシレン		ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1
スチレン		ppm	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.8
プロピオン酸	2	ppm	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.07
ノルマル酪酸	ù C	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.002
ノルマル吉草	酸	ppm	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.002
イン吉草酸		ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.004

注1) 調査地点に規制基準は設定されていないが、参考として悪臭防止法に基づく「敷地境界線における特定悪臭物資の濃度に 係る規制基準」第1地域(工業地域及び工業専用地域以外の地域)の規制基準値と比較した。

注2) 風速が0.4m/s以下の場合を静穏とした。

表5-5-3(2) 悪臭調査結果(地点①~⑬)

			測定結果				参考 ^{注)}
))/ /-La	(5)	6	7	8	敷地境界線
測定項目		単位	豊昇地区	草越地区	大林地区	小田井地区	の規制基準
			(豊昇園付近)	(草越) 一ば一場)	御代田南小学校)	(荒田集会所)	(第1地域)
測定日		-	8月20日	8月20日	8月20日	8月20日	-
採取時	天候	-	曇り	晴れ	曇り	晴れ	_
の状況	気温	$_{\mathbb{C}}$	28. 7	34. 6	31. 4	31.6	_
	湿度	%	64	41	49	59	_
	風向	-	南南西	南西	北東	西	_
	風速	m/s	0. 5	1.6	0. 7	2. 1	_
臭気指数		ı	10未満	10未満	10未満	10未満	_
アンモニア		ppm	0.1未満	0.2	0.1未満	0.1未満	2
メチルメルカフ	プ タン	ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.004
硫化水素		ppm	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.06
硫化メチル		ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05
トリメチルアミ	/	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.02
二硫化メチ	-1V	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.03
アセトアルテ゛	۲ŀ,	ppm	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.1
プロピオンア	ルテ゛ヒト゛	ppm	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05
ノルマルブチ	ルアルテ゛ヒト゛	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009
イソフ゛チルア	ルテ゛ヒト゛	ppm	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02
ノルマルバレ	ルアルテ゛ヒト゛	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009
イソバレルア	ルテ゛ヒト゛	ppm	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003
イソフ゛タノーバ	V	ppm	0.09未満	0.09未満	0.09未満	0.09未満	0.9
酢酸エチル		ppm	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3
メチルイソフ゛	チルケトン	ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1
トルエン		ppm	1未満	1未満	1未満	1未満	10
キシレン		ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1
スチレン		ppm	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.8
プロピオン酢		ppm	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.07
ノルマル酪酉	夋	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.002
ノルマル吉茸	声酸	ppm	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.002
/ソ吉草酸		ppm	0.001未満	0.001未満 考として悪息防止法	0.001未満	0.001未満	0.004

注)調査地点に規制基準は設定されていないが、参考として悪臭防止法に基づく「敷地境界線における特定悪臭物資の濃度に係る規制基準」第1地域(工業地域及び工業専用地域以外の地域)の規制基準値と比較した。

表5-5-3(3) 悪臭調査結果(地点①~③)

				→ → 注1)			
				測定			参考注1)
測定項目		単位	9	10	11)	12	敷地境界線
例足有		, ,	横根地区	横根地区	横根地区	上平尾地区	の規制基準
			(長坂付近)	(島原集会場)	(横根公会場)	(平根小学校)	(第1地域)
測定日		ı	8月21日	8月21日	8月21日	8月21日	-
採取時	天候	-	曇り	曇り	曇り	曇り	_
の状況	気温	$^{\circ}$	26. 0	27. 4	29. 9	30. 5	ı
	湿度	%	84	76	65	58	_
	風向	1	_	東北東	-	西南西	-
	風速	m/s	静穏 ^{注2)}	1. 1	静穏 ^{注2)}	1. 2	-
臭気指数		-	10未満	10未満	10未満	10未満	_
アンモニア		ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2
メチルメルカフ	'°タン	ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.004
硫化水素		ppm	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.06
硫化メチル		ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05
トリメチルアミ	/	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.02
二硫化メチ	ル	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.03
アセトアルテ゛	<u>- ۲</u> ۱٬	ppm	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0. 1
プロピオンア	ルテ゛ヒト゛	ppm	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05
ノルマルブチ	ルアルテ゛ヒト゛	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009
イソフェチルア	レテ゛ヒト゛	ppm	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02
ノルマルバレ	ルアルテ゛ヒト゛	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009
イソハレルア	ルテ゛ヒト゛	ppm	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003
イソブタノーバ	V	ppm	0.09未満	0.09未満	0.09未満	0.09未満	0.9
酢酸エチル		ppm	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3
メチルイソフ゛	チルケトン	ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1
トルエン		ppm	1未満	1未満	1未満	1未満	10
キシレン		ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1
スチレン		ppm	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.8
プロピオン酸	Su Z	ppm	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.07
ノルマル酪酢	变	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.002
ノルマル吉茸	直酸	ppm	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.002
イン吉草酸		ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.004
``~ . \ =m → !:	L H 1 = 10 401 +1	244 x 1 = n , -1	ナキ シナー・ナー・ボーニ	4 + 1 1	Manager & A February	こ田的にかけて 肚中で	

注1) 調査地点に規制基準は設定されていないが、参考として悪臭防止法に基づく「敷地境界線における特定悪臭物資の濃度に係る規制基準」第1地域(工業地域及び工業専用地域以外の地域)の規制基準値と比較した。 注2) 風速が0.4m/s以下の場合を静穏とした。

表5-5-3(4) 悪臭調査結果(地点①~③)

	2000	, ,_	人员互响人 (6)	
測定項目			測定結果	参考注1)
		単位	13	敷地境界線
		+14	上平尾地区	の規制基準
			(平尾山公園)	(第1地域)
測定日		-	8月21日	_
採取時の	天候	I	曇り	ı
状況	気温	$^{\circ}$	24. 6	-
	湿度	%	85	_
	風向	-	_	_
	風速	m/s	静穏 ^{注2)}	ı
臭気指数		-	10未満	_
アンモニア		ppm	0.1未満	2
メチルメルカフ゜	[®] タン	ppm	0.0002未満	0.004
硫化水素		ppm	0.002未満	0.06
硫化メチル		ppm	0.001未満	0.05
トリメチルアミン	/	ppm	0.0005未満	0.02
二硫化メチル	ル	ppm	0.0009未満	0.03
アセトアルテ゛ヒ	: `	ppm	0.005未満	0.1
プロピオンアル	レデヒド	ppm	0.005未満	0.05
ノルマルブチバ	レアルテ゛ヒト゛	ppm	0.0009未満	0.009
イソフ゛チルアル	゚゚゚゚゙゚゙゙゚゚゙゚゙゚゚゙゚゙゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	ppm	0.002未満	0.02
ノルマルバレバ	レアルテ゛ヒト゛	ppm	0.0009未満	0.009
イソハ・レルアル	レテ ゙ ヒド	ppm	0.0003未満	0.003
イソフ゛タノール	ppm		0.09未満	0.9
酢酸エチル		ppm	0.3未満	3
メチルイソフ゛チルケトン		ppm	0.1未満	1
トルエン		ppm	1未満	10
キシレン		ppm	0.1未満	1
スチレン		ppm	0.04未満	0.8
プロピオン酸		ppm	0.003未満	0.07
ノルマル酪酸		ppm	0.0005未満	0.002
ノルマル吉草	酸	ppm	0.0004未満	0.002
/ソ吉草酸		ppm	0.001未満	0.004
ンナ・1 / 三田 木 山い	F) > 10 Hil 11	WHE 1. L 17 /-	マキャナいわいが 会来!	l) 一二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

注1)調査地点に規制基準は設定されていないが、参考として悪臭防止法に基づく「敷地境界線における特定悪臭物資の濃度に係る規制基準」第1地域(工業地域及び工業専用地域以外の地域)の規制基準値と比較した。

注2) 風速が0.4m/s以下の場合を静穏とした。

2) 現有施設における現況の状況

現有施設(地点⑭ 佐久クリーンセンター)では、⑭aプラットホーム出入口、⑭b 洗車場及び⑭c煙突排出ガスについて臭気指数及び特定悪臭濃度の調査を、⑭dプラットホーム出入口付近敷地境界及び⑭e洗車場付近敷地境界について臭気指数の調査を実施した。

調査箇所を図5-5-2に示す。

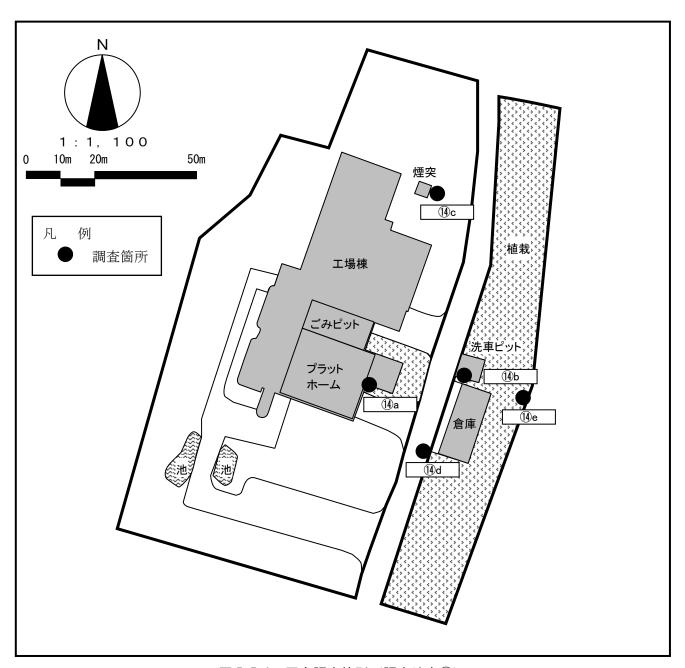


図 5-5-2 悪臭調査箇所 (調査地点値)

悪臭調査結果を表5-5-4(1)~(3)に示す。

現有施設には規制基準は適用されないが、参考としてWa及びWbの調査結果を悪臭防止法に基づく「敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準」第1地域と比較すると、いずれの箇所とも規制基準値を下回っていた。

臭気指数については、@c煙突排出ガスにおいて26であったが、その他の箇所はいずれも臭気指数10未満であった。

表5-5-4(1) 悪臭調査結果(現有施設)

					(s (a 39-1)
				結果	参考注1)
測定項目		単位	(14) a	(14)b	敷地境界線
) d) C) () .			佐久クリーンセンター	佐久クリーンセンター	の規制基準
`n			(プラットホーム出入口)	(洗車場)	(第1地域)
測定日	/	_	8月22日	8月22日	_
採取時の	天候	_	曇り	晴れ	_
状況	気温	$^{\circ}$ C	24. 6	34. 1	-
	湿度	%	85	40	_
	風向	1	_	南	_
	風速	m/s	静穏 ^{注2)}	0. 7	_
排ガス水気	量	%	_	_	_
排ガス温度	Ŧ	$^{\circ}$	_	_	-
乾き排ガス	量	m³ _N /時	_	_	_
臭気指数		1	10未満	10未満	-
アンモニア		ppm	0.1未満	0.1未満	2
メチルメルカフ゜	°タン	ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.004
硫化水素		ppm	0.002未満	0.002未満	0.06
硫化メチル		ppm	0.001未満	0.001未満	0.05
トリメチルアミン	/	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.02
二硫化メチシ	ル	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.03
アセトアルテビ	: \ *	ppm	0.005未満	0.005未満	0. 1
プロピオンアバ	レデ゛ヒト゛	ppm	0.005未満	0.005未満	0.05
ノルマルフ゛チル	レアルテ゛ヒト゛	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.009
イソフ゛チルアル	゚゚゚゚゙゚゙゚゚゙゚゙゚゙゚゙゚゙゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	ppm	0.002未満	0.002未満	0.02
ノルマルバレル	レアルテ゛ヒト゛	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.009
イソハ・レルアル	レテ゛ヒト゛	ppm	0.0003未満	0.0003未満	0.003
イソフ゛タノール	,	ppm	0.09未満	0.09未満	0.9
酢酸エチル		ppm	0.3未満	0.3未満	3
メチルイソフ゛チ	・ルケトン	ppm	0.1未満	0.1未満	1
トルエン		ppm	1未満	1未満	10
キシレン		ppm	0.1未満	0.1未満	1
スチレン		ppm	0.04未満	0.04未満	0.8
プロピオン酸	2	ppm	0.003未満	0.003未満	0. 07
ノルマル酪酸		ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.002
ノルマル吉草		ppm	0.0004未満	0.0004未満	0.002
/ソ吉草酸		ppm	0.001未満	0.001未満	0.004
	d. H.) = 10 Hell +		1 ていないが 参考レーフ		州帝 男緽における

注1) 調査地点に規制基準は設定されていないが、参考として悪臭防止法に基づく「敷地境界線における特定悪臭物資の濃度に係る規制基準」第1地域(工業地域及び工業専用地域以外の地域)の規制基準値と比較した。

注2) 風速が0.4m/s以下の場合を静穏とした。

表5-5-4(2) 悪臭調査結果(現有施設)

		0 0 1(2)	心失断且相不(死日》	
			測定結果	参考 ^{注)}
測定項目		単位	1 4c	排出口における
		7-1-1	佐久クリーンセンター	規制基準の設定を
Service Communication			(煙突排出ガス)	有する項目
測定日		-	8月22日	
採取時の	天候	_	晴れ	
状況	気温	$^{\circ}$	36. 7	_
	湿度	%	43	_
	風向	_	東北東	-
	風速	m/s	2. 3	_
排ガス水ケ	量	%	30. 53	_
排ガス温度	Ę	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	173. 2	-
乾き排ガス	、量	m³ _N /h	23900	-
臭気指数		-	26	-
アンモニア		ppm	0.1未満	0
メチルメルカフ	゚゚゚゚゚゚タン	ppm	0.0038	-
硫化水素		ppm	0.021	0
硫化メチル			0.001未満	-
トリメチルアミン	トリメチルアミン		0.0005未満	0
二硫化メチル	ル	ppm ppm	0.0009未満	_
アセトアルテ゛ヒ	۲,	ppm	0.005未満	-
プロピオンアバ	レデビト゛	ppm	0.005未満	0
ノルマルブチバ	レアルテ゛ヒト゛	ppm	0.0009未満	0
イソフ゛チルアル	゚゚゚゙゚゙゙゙゚゚゙゙゚゠゚゙゚゚゙゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚	ppm	0.002未満	0
ノルマルバレバ	レアルテ゛ヒト゛	ppm	0.0009未満	0
イソハ・レルアル		ppm	0.0003未満	0
イソフ゛タノール	,	ppm	0.09未満	0
酢酸エチル		ppm	0. 3未満	0
メチルイソフ゛チ	・ルケトン	ppm	0.1未満	0
トルエン		ppm	1未満	0
キシレン			0.1未満	0
スチレン			0.04未満	_
プロピオン酸	-		0.003未満	-
ノルマル酪酸		ppm ppm	0.0005未満	-
ノルマル吉草酸		ppm	0.0004未満	-
/ソ吉草酸		ppm	0.001未満	_
	マルハルマ 4日		** * * * * / *	

注)排出口における規制基準値は敷地境界の規制基準値等を基に設定される。

表5-5-4(3) 悪臭調査結果(現有施設)

測定項目			測定結果		
		単位	<u>14</u> d	<u>(14</u>)e	
例是自	只口	中亚	佐久クリーンセンター	佐久クリーンセンター	
			(プラットホーム付近敷地境界)	(洗車場付近敷地境界)	
測定日		_	8月22日	8月22日	
	天候	ı	曇り	晴れ	
松形咕	気温	$^{\circ}$	34. 1	36. 7	
採取時 の状況	湿度	%	40	43	
V 7 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1	風向	ı	南	東北東	
	風速	m/s	0.6	1.8	
臭気指数		_	10未満	10未満	

5-2 予測及び評価の結果

1. 供用時における焼却施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる悪臭の影響

1) 予測結果

最大着地濃度地点における臭気指数の予測結果を表5-5-5に示す。いずれの気象条件においても、臭気指数は10未満となるものと予測する。

表5-5-5 臭気指数予測結果

設定気象条件	臭気指数
大気安定度不安定時	10未満
上層逆転時	10未満
接地逆転層崩壊時	10未満
ダウンウォッシュ時 (建物)	10未満
ダウンウォッシュ時 (煙突)	10未満

2) 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施にあたっては、できる限り環境への影響を緩和させることとし、表 5-5-6に示す環境保全対策を講じる。

表5-5-6 環境保全措置 (焼却施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる悪臭)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置 の種類 ^{注)}
適切な排ガス処理の実施	排ガスは適切な処理を実施する。	低 減

注)【環境保全措置の種類】

回 避:全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化:実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修 正:影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。

低 減:継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代 償:代用的な資源もしくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

3) 評価方法

調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、以下の観点から評価を行った。

① 環境への影響の緩和の観点

悪臭に係る影響が、実行可能な範囲でできる限り緩和され、環境保全について の配慮が適正になされているかどうかを検討した。

② 環境保全のための目標等との整合の観点

悪臭の予測結果について、表5-5-7に示す環境保全のための目標との整合が図られているかについて検討した。

表5-5-7 環境保全のための目標(焼却施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる悪臭)

環境保全目標	具体的な数値	備考
臭気指数	10未満	予測地点については、臭気指数による 規制は設定されていないが、県環境審 議会における臭気指数規制に係る答 申に示される、ごみ焼却場の許容限度 (第1地域 10、第2地域 13)、及び 現地調査結果がすべての地点で臭気 指数10未満であったことを踏まえ、目 標として設定する。

4) 評価結果

(1)環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、「2)環境保全措置の内容と経緯」に示したように、事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「適切な排ガス処理の実施」といった環境保全措置を講じる計画である。

以上のことから、供用時における焼却施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる悪臭の影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

(2) 環境保全のための目標等との整合に係る評価

供用時における焼却施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる悪臭の予測結果を表 5-5-8に示す。いずれの気象条件の場合も臭気指数10未満となり、環境保全のための 目標値を満足する。

以上のことから、環境保全のための目標との整合は図られているものと評価する。

表5-5-8 環境保全のための目標との整合に係る評価結果 (焼却施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる悪臭)

設定気象条件	臭気指数	環境保全のための目標
大気安定度不安定時	10未満	
上層逆転時	10未満	
接地逆転層崩壊時	10未満	10未満
ダウンウォッシュ時 (建物)	10未満	
ダウンウォッシュ時 (煙突)	10未満	

2. 供用時における焼却施設の稼働に伴う施設からの悪臭の漏洩による影響

1) 予測結果

焼却施設の稼働に伴う施設からの臭気指数の予測結果を、表5-5-9(1)、(2)に示す。 計画施設では、現有施設と同等以上の悪臭防止対策を実施する計画であることから、 プラットホーム出入口及び計画施設用地境界で10未満となるものと考える。

また、他都市において、計画施設と同様の悪臭防止対策を実施している施設での敷地境界における悪臭は、臭気指数は10未満、悪臭物質濃度は定量下限値未満となっており、これらの対策を行うことで、周辺においても焼却施設の稼働に伴う悪臭の漏洩による影響はないものと予測する。

表5-5-9(1) 現有施設における悪臭の調査結果

予測地点	予測結果
プラットホーム出入口	10未満
計画施設用地境界	10未満

表5-5-9(2) 施設漏洩臭気の防止対策実施事例

		-			>14 - 5 93 -		-			
項目	事例地	豊島地区	港地区	多摩川	戸 吹 八 王 子 市	衛生組合	光が丘工場	中央工場	目黒工場	松森工場
処理	方式	流動床		ストーカ		流動床		スト	ーカ	
施設規	見模(t/日)	400 ×2	600 ×3	450 ×3	300 ×3	480 ×3	300×2	600 ×2	600 ×2	600 ×3
ごみり	バンカ(ピット)内負圧	0	0	0	0	0	0	0	0	0
エア	カーテン設置	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バンフ	カゲート(自動扉)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炉停」	上時の脱臭	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臭気技	指数平均值	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
	アンモニア	<0.1	<0.1	0.06	<0.02	0.04	_	_	_	_
悪濃臭	メチルメルカプタン	<0.0003	<0.0004	<0.0001	<0.0001	<0.0001	_	_	_	_
度物質	硫化水素	<0.002	<0.002	0.0002	<0.0001	<0.0001	_	_	_	_
貝	硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	_	_	_	_
(ppm)	トリメチルアミン	<0.0005	<0.0005	<0.0001	<0.0001	<0.0001	_	_	_	_
出典N	Jo.	1	2	3	4	5	6	6	6	7

注:○は対策実施を示す。

数値は敷地境界における調査結果の平均値を示す。

- 出典:①「東京都豊島地区清掃工場建設事業 事後調査報告書」(平成13年)
 - ②「東京都港地区清掃工場建設事業 事後調査報告書」(平成12年10月)
 - ③「多摩川衛生組合清掃工場建設事業 事後調査報告書」(平成12年9月)
 - ④「八王子市戸吹清掃工場建設事業 事後調査報告書」(平成11年11月)
 - ⑤「西多摩衛生組合清掃工場建設事業 事後調査報告書」(平成11年4月)
 - ⑥「東京二十三区清掃一部事務組合HP」
 - ⑦「仙台市IIP」

2) 環境保全措置の内容と経緯

焼却施設の稼働に伴う施設からの悪臭の漏洩による影響を緩和するためには、臭気の分解、悪臭漏洩防止対策、休炉時の悪臭防止対策等が考えられる。

本事業の実施にあたっては、できる限り環境への影響を緩和させることとし、表 5-5-10に示す環境保全対策を講じる。

表5-5-10 環境保全措置 (焼却施設の稼働に伴う施設からの悪臭の漏洩)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置 の種類 ^{注)}
高温処理による臭気の分 解等	ごみピット内の空気を燃焼用空気として吸引し、ごみピット内を常に負圧に保ち悪臭の漏洩を防止するとともに、吸引した空気は炉内に送風して燃焼させ、高温で分解することで無害・無臭化する。また、必要に応じて、ごみピット及びプラットホームに消臭剤を噴霧する。	低減
悪臭漏洩防止対策の実施	建築設備の密閉化、エアタイト扉、エアカー テン等の設置により悪臭の漏洩を防止する。	低 減
休炉時の悪臭防止対策の 実施	ごみピットの悪臭が休炉時においても外部に 漏洩しないよう活性炭を使用した脱臭装置を 設ける。	低 減

注)【環境保全措置の種類】

回 避:全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化:実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修 正:影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。

低 減:継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代 償:代用的な資源もしくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

3) 評価方法

調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、以下の観点から評価を行った。

① 環境への影響の緩和の観点

悪臭に係る影響が、実行可能な範囲でできる限り緩和され、環境保全について の配慮が適正になされているかどうかを検討した。

② 環境保全のための目標等との整合の観点

悪臭の予測結果について、表5-5-11に示す環境保全のための目標との整合が図られているかについて検討した。

表5-5-11 環境保全のための目標(焼却施設の稼働に伴う施設からの悪臭の漏洩)

環境保全目標	具体的な数値	備考
臭気指数	計画施設用地境界で 10未満	予測地点については、臭気指数による 規制は設定されていないが、県環境審 議会における臭気指数規制に係る答 申に示される、ごみ焼却場の許容限度 (第1地域 10、第2地域 13)、及び 現地調査結果がすべての地点で臭気 指数10未満であったことを踏まえ、目 標として設定する。

4) 評価結果

(1)環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、「2)環境保全措置の内容と経緯」に示したように、事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「高温処理による臭気の分解等」、「悪臭漏洩防止対策の実施」、「休炉時の悪臭防止対策の実施」といった環境保全措置を講じる計画である。

以上のことから、供用時における焼却施設の稼働に伴う施設からの悪臭の漏洩による影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

(2) 環境保全のための目標等との整合に係る評価

供用時における焼却施設の稼働に伴う施設からの悪臭の漏洩の予測結果を表 5-5-12に示す。計画施設用地境界での予測結果は、臭気指数10未満となり、環境保全のための目標値を満足する。

以上のことから、環境保全のための目標との整合は図られているものと評価する。

表5-5-12 環境保全のための目標との整合に係る評価結果 (焼却施設の稼働に伴う施設からの悪臭の漏洩)

予測地点	臭気指数	環境保全のための目標
計画施設用地境界	10未満	10未満

3. 供用時におけるごみ搬入車両等に係る洗浄施設の稼働に伴う悪臭の漏洩による影響

1) 予測結果

ごみ搬入車両等に係る洗車施設の稼働に伴う施設からの臭気指数の予測結果を、表 5-5-13に示す。

計画施設では、現有施設と同様に洗車場は使用後に清掃を行うほか、汚水を工場棟に送水しプラント排水と同様に処理を行った後に再利用する計画としており、同等以上の悪臭防止対策を実施する計画であることから、現有施設の洗車場及び洗車場付近敷地境界における調査結果を、計画施設による影響の予測結果とした。

予測結果は、洗車場及び計画施設用地境界で、臭気指数10未満となるものと予測する。また、このことから、その周辺においてもごみ搬入車両等に係る洗車施設の稼働に伴う施設からの悪臭の漏洩による影響はないものと予測する。

表5-5-13 ごみ搬入車両等に係る洗車施設の稼働に伴う悪臭の漏洩の予測結果

予測地点	予測結果	
洗車場	10未満	
計画施設用地境界	10未満	

2) 環境保全措置の内容と経緯

ごみ搬入車両等に係る洗車施設の稼働に伴う施設からの悪臭の漏洩による影響を緩和するためには、維持管理の徹底等が考えられる。

本事業の実施にあたっては、できる限り環境への影響を緩和させることとし、表 5-5-14に示す環境保全対策を講じる。

表5-5-14 環境保全措置 (ごみ搬入車両等に係る洗車施設の稼働に伴う悪臭の漏洩)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置 の種類 ^{注)}
維持管理の徹底	洗車施設については、使用後の清掃等の維持 管理の徹底を図る。特に、汚水については、 工場棟に送水し、プラント排水と同様に処理 を行った後に再利用を行い、施設外には放流 しない計画とする。	低 減

注)【環境保全措置の種類】

回 避:全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化:実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修 正:影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。

低 減:継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代 償:代用的な資源もしくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

3) 評価方法

調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、以下の観点から評価を行った。

① 環境への影響の緩和の観点

悪臭に係る影響が、実行可能な範囲でできる限り緩和され、環境保全について の配慮が適正になされているかどうかを検討した。

② 環境保全のための目標等との整合の観点

悪臭の予測結果について、表5-5-15に示す環境保全のための目標との整合が図られているかについて検討した。

表5-5-15 環境保全のための目標 (ごみ搬入車両等に係る洗車施設の稼働に伴う悪臭の漏洩)

環境保全目標	具体的な数値	備考
臭気指数	計画施設用地境界で 10未満	予測地点については、臭気指数による 規制は設定されていないが、現地調査 の結果、すべての地点で臭気指数が10 未満であったため、目標として設定す る。

4) 評価結果

(1)環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、「2)環境保全措置の内容と経緯」に示したように、事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「維持管理の徹底」といった環境保全措置を講じる計画である。

以上のことから、供用時におけるごみ搬入車両等に係る洗車施設の稼働に伴う施設からの悪臭の漏洩による影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

(2) 環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

供用時におけるごみ搬入車両等に係る洗車施設の稼働に伴う施設からの悪臭の漏洩の予測結果を表5-5-16に示す。計画施設用地境界での予測結果は、臭気指数10未満となり、環境保全のための目標値を満足する。

以上のことから、環境保全のための目標との整合は図られているものと評価する。

表5-5-16 環境保全のための目標との整合に係る評価結果 (ごみ搬入車両等に係る洗車施設の稼働に伴う悪臭の漏洩)

予測地点	臭気指数	環境保全のための目標
計画施設用地境界	10未満	10未満